

【事業所向け】

介護支援専門員法定研修の費用を補助します

昭島市では、介護人材の育成及び定着を促進し、質の高い介護保険サービスの安定供給を図ることを目的として、介護支援専門員の法定研修受講料の負担軽減に取り組む事業所に対し、介護支援専門員法定研修受講料の4分の1を補助します。

※東京都が実施する4分の3補助との併用可能

補助対象事業所

以下の要件を満たす事業所

対象職員に係る補助対象経費を負担した市内の対象事業所

(対象職員)

市内事業所等を運営する法人に直接雇用されているかたのうち、当該年度に市内事業所等において、介護支援専門員の資格を活用した業務(ケアプランの作成業務等)に従事する又は今後資格を活用する見込みのあるかた

(対象事業所)

・居宅介護支援、地域包括支援センター、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、(介護予防)特定施設入居者生活介護、(介護予防)小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、(介護予防)認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

対象研修

○実務研修 ○専門研修Ⅰ ○専門研修Ⅱ ○更新研修(実務経験者向け 56 時間前期)

○更新研修(実務経験者向け 32 時間後期) ○更新研修(実務経験者向け 88 時間)

○更新研修(実務未経験者向け 54時間) ○再研修 ○主任研修 ○主任更新研修

補助対象経費

補助対象となる法定研修の受講料について補助対象となる事業所が負担した額

補助金額

対象となる経費の、4分の1

※東京都が実施している「介護支援専門員法定研修受講料補助事業」との併用が可能です。

申請までの流れ

1. 下記の申請書等を、当該年度の3月末日までに、昭島市介護福祉課に提出

(提出書類)

- ① 昭島市介護支援専門員法定研修費用補助金交付申請書兼請求書
- ② 対象職員一覧
- ③ 当該申請に係る確認書
- ④ 介護支援専門員証の写し又は介護支援専門員試験合格通知の写し
- ⑤ 雇用契約書の写し
- ⑥ 法定研修修了証明書の写し
- ⑦ 法定研修の受講料を負担したことが分かる領収証書の写し

2. 市から審査後、交付(不交付)決定通知書を送付

3. 補助額を口座に振込

※様式は、昭島市ホームページよりダウンロードできます。(右記、二次元コード参照)

申請期限

申請者が研修を修了した年度の3月末日まで

Q & A

Q. 研修の費用を事業所負担ではなく個人で負担していますが、補助の対象になりますか。

A. 補助対象外です。本事業は事業者が負担した場合の補助です。

Q. 令和6年度以前に負担をした法定研修受講料は、受講料補助の対象となりますか。

A. 補助対象外です。令和7年度以降に実施した研修が対象です。

Q. 同一法人でも各介護事業所別の申請が必要ですか。

A. 法人として一括で申請可能です。ただし対象職員一覧については事業所ごとに作成してください。

【問い合わせ先】

昭島市保健福祉部介護福祉課 地域包括ケア推進係
電話 042-544-5111 (内線2148・2149)